

意見検討結果一覧表

（案名： 第11次岩手県交通安全計画（素案） ）

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>P32(カ)高齢者支援の推進の項目は、もともと公共交通機関それ自体が不足している現状からみると「岩手県民にとって不都合な」記述となってくる。三陸鉄道の駅が存在する地域でも最低1時間に1本のバスが走行する環境が実現した後でなければ、高齢者の自主返納を推進することは難しい。単に「地域公共交通の整備・拡充に努める」だけでは不十分で、「岩手県下全市町村にオンデマンドバス交通網を空白無く整備する」との文面にすべきである。(カ)の項目に関係する組織にはバスに関わる組織の具体名が必ず入っていなければならない。岩手県にはオンデマンドバスが絶対に必要不可欠である。</p>		<p>県においては、交通事業者の運行や市町村の交通空白地域の解消に向けた取り組みに対して支援を行うことにより、移動手段の維持・確保に努めているところです。</p> <p>なお、免許返納者が置かれている公共交通の利用環境は、民間の路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、鉄道、タクシーなど、居住する地域ごとに大きく異なっている状況であるため、市町村の実情、公共交通の環境に応じた取組を行うことが重要と考えており、そのことを「地域公共交通の整備・拡充に努める」と記載しています。</p> <p>このため、県においては、市町村や公共交通事業者の取組が全県に広まるよう、取組事例の紹介等を通じて、免許返納者の移動手段の確保や利便性の向上に努めていきます。</p>	D（参考）
2	<p>生活道路として線路を横断している箇所事故防止対策として、通行防止のための柵の設置がある。災害時の緊急路として通行できる防災壁などの設置をお願いしたい。</p>	0	<p>御意見につきましては、所管する東北運輸局と県内各鉄道関係事業所と共有します。</p>	F（その他）

3	毎月8日に関係機関と合同で市内の要所交差点において自転車の一斉指導を実施している。その時、痛切に感じるのが車両の間を自転車が通り抜けたり、車両左折時の巻き込み等の危険を感じている。車両と自転車の分離等について、今後の構想があれば教えて欲しい。	0	本県では、令和3年3月に策定した「岩手県自転車活用推進計画」において、「自転車通行空間等の整備や維持管理の推進」に取り組むこととしており、市町村の自転車ネットワーク計画において自転車通行空間の整備が必要な区間として位置付けられた道路や、自転車通学ルート等について、カラー舗装等の整備や矢羽根等の路面表示などにより、自転車通行空間の整備を推進することとしています。	D（参考）
4	免許の自主返納について、本県の場合、県土が広いことから家族が近くにいればよいが、誰もいなければ死活問題である。免許の自主返納には公共交通機関の整備が必要と思うが、今後の計画があれば教えて欲しい。	0	免許返納者が置かれている公共交通の利用環境は、居住する地域ごとに大きく異なっていることから、県では、市町村や交通事業者が地域の実情を踏まえ、移動手段の維持・確保を図っていくことが重要と考えています。県においては、こうした市町村等の取組を支援することにより、免許返納者を含む地域の足の維持・確保を図っているところです。	F（その他）
5	道路環境整備について、路外逸脱制御機能を装備した車両もあることから、外側線や中央線の塗りなおしをしっかりとお願いしたい。	0	道路パトロール等により現地状況の把握に務めるとともに、道路利用者の皆様の御意見等を参考に、適切な維持管理に努めていきます。	D（参考）
6	免許保持年齢 80 歳位からはマニュアル変速車に限れば、老化防止、自己身体能力判断にもつながると思う。	0	御意見につきましては、所管する県警察と共有します。高齢運転者の交通事故防止については、効果的な広報や対策を推進してまいります。	D（参考）

7	<b>P23 「道路法面等の防災対策」</b> について ガードレールが寸断したまま数年にわたり放置されたり、数年遅れで橋梁工事をしている箇所、道路法面が崩落したまま、う回や注意表示だけで数年放置されている箇所が散見される。	0	災害等による道路の変状については、道路パトロールや道路利用者の皆様からの情報提供等により早期発見に努めるとともに、必要な防災対策や道路の適切な維持管理等に取り組んでいきます。	D（参考）
---	---	---	---	-------

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。